

三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三鷹市（以下「市」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5に規定する一般競争入札の参加者の資格並びに同令第167条の11に規定する指名競争入札の参加者の資格をいう。
- (2) 委員会 三鷹市競争入札等審査委員会規則（昭和40年三鷹市規則第4号）第1条に規定する三鷹市競争入札等審査委員会をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(入札参加等排除措置)

第3条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）である個人又は法人の役員若しくは使用人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会の審議を経て、当該有資格者を市の契約から排除する措置（以下「入札参加等排除措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が委員会の審議を経る必要がないと認めるときは、これを経ることなく、当該有資格者に対して入札参加等排除措置を行うことができる。

- (1) 暴力団員等であるとき、又は暴力団員等有資格者の経営に実質的に関与しているとき。
- (2) いかなる名義であるかを問わず、暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (5) 自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、契約したと認められるとき。

(6) 第6条の勧告を受けた日から1年以内に、再度勧告に相当する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加等排除措置を行ったときは、三鷹市入札参加等排除措置決定通知書（様式第1号）により当該有資格者に通知するものとする。

（入札参加等排除措置の解除）

第4条 市長は、前条の規定により入札参加等排除措置を行った日から24月経過し、かつ、入札参加等排除措置を受けた有資格者（以下「入札参加等排除者」という。）から入札参加等排除措置の解除の申請があり、当該入札参加等排除者が同条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加等排除措置を解除することができる。この場合において市長は、同項各号のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

2 前項の規定による入札参加等排除措置の解除の申請は、三鷹市入札参加等排除措置解除申請書（様式第2号）により行うものとする。

3 第1項の規定により入札参加等排除措置の解除を行ったときは、三鷹市入札参加等排除措置解除決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（入札参加等排除措置の公表）

第5条 市長は、第3条の規定により入札参加等排除措置を行ったときは、入札参加等排除者の商号又は名称、入札参加等排除措置の理由等を公表するものとする。ただし、市長が公表することが適切でないとき、この限りでない。

（勧告措置）

第6条 市長は、入札参加等排除措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、当該有資格者に対し、勧告を行うことができる。ただし、市長が委員会の審議を経る必要がないと認めるときは、これを経ることなく、当該有資格者に対して勧告を行うことができる。

2 前項の規定による勧告は、三鷹市暴力団等排除措置に関する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

（一般競争入札からの排除）

第7条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加等排除者の入札参加を認めないものとする。

2 市長は、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札参加等排除措置を受けたときは、当該入札参加を認める決定を取り消し、又は当該入札参加等排除者のした入札を無効とするものとする。

- 3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札の公告において周知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により当該入札参加を認める決定を取り消したときは、当該入札参加等排除者に通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。
(指名競争入札からの排除)

第8条 市長は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加等排除者を指名しないものとする。

- 2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加等排除措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は当該入札参加等排除者のした入札を無効とするものとする。
- 3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加等排除者に通知するものとする。
(随意契約からの排除)

第9条 市長は、必要やむを得ない場合を除き、入札参加資格の有無にかかわらず個人又は法人の役員若しくは使用人が第3条第1項各号に該当する者(以下「措置要件該当者」という。)を随意契約の相手方としないものとする。
(下請負等の禁止)

第10条 市長は、措置要件該当者が市の契約の全部又は一部について下請負を行い、又は受託を行うことを承認しないものとする。
(建設共同企業体等における準用)

第11条 第3条、第4条及び第6条から前条までの規定は、措置要件該当者を構成員とする建設共同企業体及び措置要件該当者を組合員とする事業協同組合等について準用する。
(契約の解除)

第12条 市長は、市の契約の相手方が入札参加等排除措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。
(不当介入等に対する措置)

第13条 市長は、市の契約の相手方が当該契約の履行に当たって、暴力団員等又は三鷹市暴力団排除条例(平成24年三鷹市条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という。)から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、速やかに報告を求め、警察へ届け出るよう指導しなければならない。

- 2 市長は、市の契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者(以下「下請負人等」という。)が暴力団員等又は暴力団関係者から不当介入等を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人等に対し報告を

求め、警察へ届け出るよう指導するように求めるものとする。

- 3 市長は、市の契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入等を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、警察等関係機関との密接な連携のもとに、この要綱を運用するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

三鷹市入札参加等排除措置決定通知書

三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定により、入札参加等排除措置を下記のとおり行うこととしたので通知します。

記

1 入札参加等排除措置決定日

年 月 日

2 入札参加等排除期間

本決定から24月経過し、かつ、三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないと市長が認め、同要綱第4条の規定により当該措置の解除を行うまで

3 入札参加等排除措置を行う理由

三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項第 号に該当すると認められるため

4 入札参加等排除措置の内容

- (1) 三鷹市が行う一般競争入札について、入札参加を認めない。すでに入札参加を認めたものについては、これを取り消し、その入札を無効とする。せり売りについても同様とする。
- (2) 三鷹市が行う指名競争入札について、指名を行わない。すでに指名を行ったものについては、これを取り消し、その入札を無効とする。
- (3) 三鷹市が行う随意契約について、原則としてその相手方としない。
- (4) 三鷹市の契約の全部又は一部について、下請負又は受託を行うことができない。
- (5) 三鷹市と締結している契約があるときは、原則としてその契約を解除する。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）三鷹市長

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

三鷹市入札参加等排除措置解除申請書

年 月 日付け 第 号にて入札参加等排除措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項各号のいずれにも該当していません。

よって、三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱第4条第2項の規定により、入札参加等排除措置の解除を申請します。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

三鷹市入札参加等排除措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加等排除措置の解除については、三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり解除することと決定したので通知します。

記

- 1 入札参加等排除措置を解除する日
年 月 日

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

三鷹市暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社について、下記のとおり、三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項第 号に準ずる行為があると認めました。今回は入札参加等排除措置の要件には該当しませんが、三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱第6条第1項の規定により、こうした行為を行わないよう勧告します。

記

1 勧告理由